

○国立大学法人北見工業大学公益通報者保護規程

(平成18年4月1日北工大達第2号)

改正 平成19年北工大達第53号 平成27年3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人北見工業大学(以下「本学」という。)の職員(非常勤職員・退職者を含む。以下「職員」という。)及び本学の取引事業者の労働者(以下「労働者」という。)からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報(以下「公益通報」という。)及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談(以下「相談」という。)並びにこれらの問題に適正に対応するための措置について必要な事項を定めるものとする。

2 この規程に定めのある場合のほか、本学における公益通報者保護に関する取扱いについては、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の定めるところによる。

(公益通報及び相談の方法)

第2条 公益通報及び相談の方法は、文書、電子メール、ファックス、電話及び口頭等によるものとする。

(公益通報・相談窓口)

第3条 本学内の公益通報の受付及び相談の窓口(以下「公益通報・相談窓口」という。)を総務課長とする。

2 本学外の公益通報・相談窓口を伊藤法律事務所とする。

3 公益通報・相談窓口は、公益通報を行った職員及び労働者(以下「公益通報者」という。)に対して、公益通報を受け付けた旨を速やかに通知するものとする。

4 公益通報・相談窓口は、公益通報及び相談を受けた場合、学長にその内容を速やかに報告するものとする。

(調査)

第4条 学長は、公益通報された事項に関する事実関係の調査の必要性を検討し、調査する必要がある場合には、関連する部署の所属職員を含む調査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、調査を行わせることができる。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 学長の指名する理事 1人

(2) 総務課長

(3) その他学長が必要と認める者 若干人

3 委員会に委員長を置き、理事をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、当該公益通報に関する調査を行い、必要な措置を審議するものとする。

5 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

6 委員会は、調査及び審議が終了した場合は速やかに学長に報告するものとする。

7 委員会は、前項の報告が終了した場合には解散する。

8 総務課長は、調査の必要性がない場合は、調査する必要性がない旨を、その理由を付して公益通報者に通知しなければならない。

(協力義務)

第5条 各部署は、調査に際して協力を求められた場合には、調査に協力しなければならない。

(調査結果の通知)

第6条 学長は、第4条第6項の調査結果を速やかに公益通報者に対し、公益通報された職員の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通知するものとする。
(是正措置及び懲戒処分等)

第7条 調査の結果、公益通報された職員の不正行為が明らかになった場合には、学長は速やかに是正措置及び再発防止措置を講ずるとともに、当該行為に関与した職員に対し、国立大学法人北見工業大学職員就業規則(平成16年北工大達第7号)に基づき、懲戒処分等を課すことができる。
(公益通報者等の保護)

第8条 職員及び労働者は、公益通報、相談及び調査への協力を行ったこと等を理由に不利益な取扱いを受けない。

2 学長は、公益通報、相談及び調査への協力を行った職員及び労働者に対し、そのことを理由として、その者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。また、職員及び労働者は、公益通報、相談及び調査への協力を行った者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行ってはならない。
(秘密保持)

第9条 職員及び労働者は、公益通報された内容及び調査で知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。
(是正結果の通知)

第10条 学長は、是正結果を公益通報者に対し、公益通報された職員の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。
(不正を目的とする通報)

第11条 公益通報をする者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正を目的とする通報を行ってはならない。
(公益通報及び相談を受けた職員の責務)

第12条 総務課長以外の職員が、公益通報及び相談を受けた場合は、第3条第3項の規定に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

2 公益通報及び相談を受けた者は、総務課長にその内容を速やかに報告するものとする。
(庶務)

第13条 この規程に関する庶務は、総務課において行う。
(雑則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年北工大達第53号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。